

広島県告示第八百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業の許可を受けないで建設業を営む者の営業の停止を命じた。

平成二十五年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年十一月十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
有限会社東洋開発

広島市南区青崎二丁目一九番一

代表取締役 金沢 正和

三 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十五年十二月六日まで

四 処分の原因となった事実

被処分者は、建設業の許可を有しないにもかかわらず、元請人に対し自ら偽造した建設業許可通知書の写しを提出し、建設業許可を受けた建設業者と誤認させ、建設業法第三条第一項の許可を受けないで、同法施行令第一条の二第一項の規定に定める金額以上の次の工事を請け負った。

・ 西藤取水場導水管布設工事（平成二十二年九月十三日締結）

・ 前空四丁目地区内（前空一二号線外）配水管整備工事（平成二十三年十一月十八日締

結）

・ 津田簡易水道（栗栖地区送配水管）統合整備工事（その三）（平成二十四年九月十八

日締結）

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当すると認められる。